



ふれあいネットワーク情報(臨時号)

《令和2年4月17日発行：郡山市》(要回覧・お知らせ)

◆ 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を受けた協力要請

4月16日、福島県を含めた全ての都道府県を対象に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されました。これを受け市では、「新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベント中止等及び市有施設の休館に関する指針」を改訂しましたのでお知らせします。

各町内会等においても、感染拡大防止のため、令和2年5月10日まで総会等の会合やイベント等の開催中止や延期、集会所等の休館について、ご協力をお願いします。

「新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベント中止等 及び市有施設の休館に関する指針（4月17日改正）」

1 これまでの経緯と現状認識

新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため、郡山市においては2月20日、この指針を定め、3度の見直しを経て、5月10日までの市主催等のイベントや市有施設の休館について対処してきた。

新型コロナウイルス感染症患者数は、国が4月7日に、東京都などの7都府県を対象に改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令したのちにも増え続け、4月16日には国内の感染者数は1万人を超えた。

このことから、国は「大型連休中の人の移動を最小化」するため、4月7日に、7都府県に対して発令した同法に基づく緊急事態宣言を、4月16日には全ての都道府県を対象として発令した。

福島県知事も、同日、県民に向けて発したメッセージにおいて「感染の拡大が全国で続いている厳しい状況の中、大型連休期間中の人の移動を最小にすることが急務である」と発言している。

これらを踏まえ、本市においても感染拡大防止を図るため、大型連休中の「人の移動を最小化」し、「感染経路を断つ」ため、イベント及び市有施設の休館を次のとおりとする。

2 市主催等イベントの考え方

令和2年5月10日までのイベント等は、すべて中止又は延期とする。

3 市有施設の休館について

令和2年5月10日まで市有施設は、市民生活に直接影響のある行政機能を有する施設等を除き、原則としてすべて休館とする。

4 指針の適用期間

この指針の適用期間は、令和2年5月10日までとする。

5 指針の改正について

この指針は、同感染症の発生動向及び福島県の方針を踏まえ随時改正する。



SDGs 未来都市こおりやま



セーフコミュニティ国際認証都市 郡山
国内15番目・世界391番目

【編集／発行】 郡山市 市民・NPO 活動推進課
TEL924-3471

※ふれあいネットワーク情報は、本市ウェブサイト及び郡山市自治会連合会ウェブサイトへの掲載も行っています。